

○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について 新旧対照表

改正案		現 行	
<p><u>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</u></p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>		<p><u>別添5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</u></p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例（備考）</p>	
液化石油ガス器具等の区分	技術上の基準	液化石油ガス器具等の区分	技術上の基準
カートリッジガスこんろ	(略)	カートリッジガスこんろ	(略)
半密閉式瞬間湯沸器	(略)	半密閉式瞬間湯沸器	(略)
半密閉式バーナー付ふろがま	(略)	半密閉式バーナー付ふろがま	(略)

ふろがま	(略)
ふろバーナー	(略)
半密閉式ストーブ	(略)
ガス栓	(略)
調整器	(略)
一般ガスこ んろ	(略)
開放式若しくは 密閉式又は屋外 式瞬間湯沸器	(略)
高圧ホース	(略)
密閉式又は屋外 式バーナー付ふ ろがま	(略)
開放式若しくは 密閉式又は屋外 式ストーブ	1 液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、液化石油ガスの取入部が技術的内容の欄の23の図1又は図2の形状のものの液化石油ガスの取入部については、温度350度において溶融しないこと。

ふろがま	(略)
ふろバーナー	(略)
半密閉式ストーブ	(略)
ガス栓	(略)
調整器	(略)
一般ガスこ んろ	(略)
開放式若しくは 密閉式又は屋外 式瞬間湯沸器	(略)
高圧ホース	(略)
密閉式又は屋外 式バーナー付ふ ろがま	(略)
開放式若しくは 密閉式又は屋外 式ストーブ	1 液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、液化石油ガスの取入部が技術的内容の欄の23の図1又は図2の形状のものの液化石油ガスの取入部については、温度350度において溶融しないこと。

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあっては、衝撃に耐えること。

4 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。

5 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返したとき8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間の状態をいう。以下開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

7 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないものであること。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に人の手が触れるおそれのない部分の電気配線については、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていれば足りる。

(3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。

8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行った

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあっては、衝撃に耐えること。

4 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。

5 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返したとき8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間の状態をいう。以下開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

7 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないものであること。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に人の手が触れるおそれのない部分の電気配線については、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていれば足りる。

(3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。

8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行った

とき、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- (2) 1点に着火した後、4秒以内にすべての炎口に着火すること。

9 立ち消え安全装置を有すること。

10 立ち消え安全装置は、炎の検出部が機能しなかったとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。
- (2) 密閉式のもののうち強制給排気式のものにおいては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に着火しないこと。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に再点火しなかった場合には、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。
- (3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

13 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにおいては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

14 開放式のものにおいては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 技術的内容の欄の35の規定により表示された液化石油ガス消費量（以下開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブの項において「表示液化石油ガス消費量」という。）が7キロワット

とき、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- (2) 1点に着火した後、4秒以内にすべての炎口に着火すること。

9 立ち消え安全装置を有すること。

10 立ち消え安全装置は、炎の検出部が機能しなかったとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。
- (2) 密閉式のもののうち強制給排気式のものにおいては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に着火しないこと。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に再点火しなかった場合には、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。
- (3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

13 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにおいては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

14 開放式のものにおいては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 技術的内容の欄の35の規定により表示された液化石油ガス消費量（以下開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブの項において「表示液化石油ガス消費量」という。）が7キロワット

以下であること。

(2) 不完全燃焼を防止する機能であって、次のイ及びロに掲げる機能（以下開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブの項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、ハ及びニに掲げる基準に適合すること。

イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以下でバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ メンバーナーの一次空気吸引口が閉塞して燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから90秒以内にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

ニ 強制対流型のものにあつては装置が作動したことを知らせる機能を有すること。

1.5 密閉式のものの給排気部は、気密性を有すること。

1.6 密閉式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

1.7 密閉式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられてい

以下であること。

(2) 不完全燃焼を防止する機能であって、次のイ及びロに掲げる機能（以下開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブの項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、ハ及びニに掲げる基準に適合すること。

イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以下でバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ メンバーナーの一次空気吸引口が閉塞して燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから90秒以内にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

ニ 強制対流型のものにあつては装置が作動したことを知らせる機能を有すること。

1.5 密閉式のものの給排気部は、気密性を有すること。

1.6 密閉式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

1.7 密閉式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられてい

ること。

18 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事項	基準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	開放式のものにあつては、0.03パーセント以下であること。 密閉式又は屋外式のものにあつては、0.14パーセント以下であること。

(注) 開放式のものにあつては、液化石油ガス量が最小になる状態においても上表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

19 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下(チャンパー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下)の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、燃

ること。

18 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事項	基準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	開放式のものにあつては、0.03パーセント以下であること。 密閉式又は屋外式のものにあつては、0.14パーセント以下であること。

(注) 開放式のものにあつては、液化石油ガス量が最小になる状態においても上表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

19 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下(チャンパー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下)の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、燃

焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

20 密閉式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

21 屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速1.5メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

22 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。なお、強制対流型のもので停電の際メインバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分(つまみ類及び排ガス排出部を除く。)の表面	105
液化石油ガスの取入部(ねじにより管と接続されるものを除く。)の表面	20

焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

20 密閉式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

21 屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速1.5メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

22 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。なお、強制対流型のもので停電の際メインバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分(つまみ類及び排ガス排出部を除く。)の表面	105
液化石油ガスの取入部(ねじにより管と接続されるものを除く。)の表面	20

機器の下面（つり下げ型のものにあつては、上面）、背面及び側面に面した木壁の表面	6 5
壁貫通部の表面	6 5

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の26(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の26(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

23 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、液化石油ガスの取入部は、図1又は図2の形状であること。

機器の下面（つり下げ型のものにあつては、上面）、背面及び側面に面した木壁の表面	6 5
壁貫通部の表面	6 5

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の26(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の26(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

23 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、液化石油ガスの取入部は、図1又は図2の形状であること。

図1 ソケット

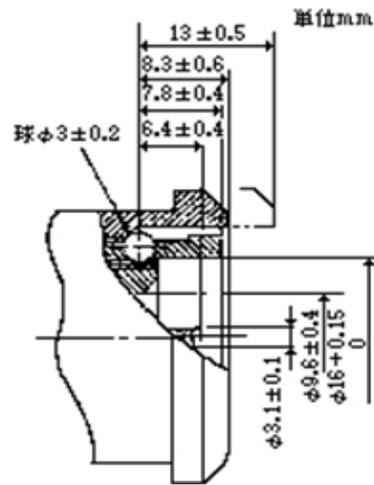
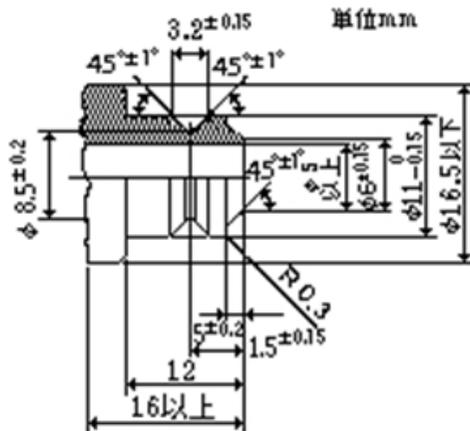


図2 プラグ



2.4 液化石油ガスの取入部が技術的内容の欄の2.3の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。
- (2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソ

図1 ソケット

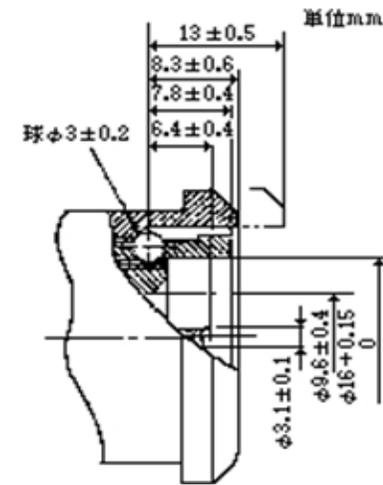
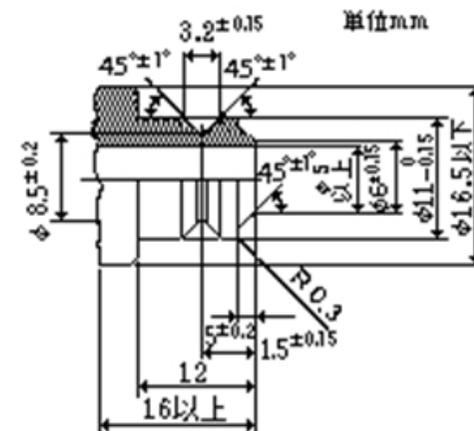


図2 プラグ



2.4 液化石油ガスの取入部が技術的内容の欄の2.3の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。
- (2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソ

ケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。

(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

25 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにおいては、日本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

26 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあっては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

27 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

27の2 開放式のものであって電装基板を有するものにおいては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

28 移動して使用できるものにおいては、いずれの方向に傾けても20度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

ケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。

(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

25 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにおいては、日本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

26 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあっては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

27 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

27の2 開放式のものであって電装基板を有するものにおいては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

28 移動して使用できるものにおいては、いずれの方向に傾けても20度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

2 9 放射方向が変えられるものにあつては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。

3 0 放射型のものにあつては、放射体に直接人の手が触れることのない構造であること。

3 1 燃焼面が金属網製のものにあつては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。

3 2 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の2 6 (3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の2 6 (4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の1 2 (1)に定める基準に適合すること。

(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の2 6 (1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変化が、試験前の調整圧力の5パーセントに3 0パスカルを加えた値以下であること。

(5) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の2 6 (4)に定める基準に適合すること。

(6) 液化石油ガスの取入部については、技術的内容の欄の2 4 (3)に定める基準に適合すること。

(7) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の1 4 (2)イ及びロに定める基準に適合すること。

装置	回数
----	----

2 9 放射方向が変えられるものにあつては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。

3 0 放射型のものにあつては、放射体に直接人の手が触れることのない構造であること。

3 1 燃焼面が金属網製のものにあつては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。

3 2 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の2 6 (3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の2 6 (4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の1 2 (1)に定める基準に適合すること。

(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の2 6 (1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変化が、試験前の調整圧力の5パーセントに3 0パスカルを加えた値以下であること。

(5) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の2 6 (4)に定める基準に適合すること。

(6) 液化石油ガスの取入部については、技術的内容の欄の2 4 (3)に定める基準に適合すること。

(7) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の1 4 (2)イ及びロに定める基準に適合すること。

装置	回数
----	----

器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	30,000
温度を感知して作動するもの	2,000
一定時間の経過により作動するもの	
液化石油ガスの取入部（技術的内容の欄の23の図1及び図2の形状のものに限る。）	6,000
不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000

- 3.3 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術的内容の欄の26に定める基準に適合すること。
- (2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。
- (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の18に定める基準に適合すること。
- 3.4 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の26に定める基準に適合すること。
- 3.5 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃

器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	
温度を感知して作動するもの	30,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000
液化石油ガスの取入部（技術的内容の欄の23の図1及び図2の形状のものに限る。）	6,000
不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000

- 3.3 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術的内容の欄の26に定める基準に適合すること。
- (2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。
- (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の18に定める基準に適合すること。
- 3.4 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の26に定める基準に適合すること。
- 3.5 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃

焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、液化石油ガス消費量（単位キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

35の2 開放式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。

36 開放式のもののうち容器が組み込まれる構造のもの（以下「組込型ストーブ」という。）にあつては、技術的内容の欄の1、3、11（2）、12、13、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26（1）、26（3）、26（4）、27、29、32、33、34、35及び37を除く各項に適合するほか、次の（1）から（19）までに適合すること。

（1）ノズルホルダーからバーナーまでの液化石油ガスの通る部分にあつては、温度500度、液化石油ガスの取入部からノズルホルダーの入口までの液化石油ガスの通る部分（パッキン類、シール材、器具ガバナーのダイヤフラムその他の気密保持部材を除く。）及び器具栓にあつては温度350度において溶融しないこと。

（2）器具栓を閉じた後、4秒以内にすべての炎口の火が消えること。

（3）次に掲げる基準に適合する構造であること。

イ 燃焼器と容器とは、容器を容器バルブの軸方向に移動しなければ接合できないこと。

ロ 容器と燃焼器との接合に直接スプリングを使用するものでな

焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、液化石油ガス消費量（単位キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

35の2 開放式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。

36 開放式のもののうち容器が組み込まれる構造のもの（以下「組込型ストーブ」という。）にあつては、技術的内容の欄の1、3、11（2）、12、13、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26（1）、26（3）、26（4）、27、29、32（1）、32（3）、32（4）、32（5）、32（6）、32（7）、33、34及び35を除く各項に適合するほか、次の（1）から（19）までに適合すること。

（1）ノズルホルダーからバーナーまでの液化石油ガスの通る部分にあつては、温度500度、液化石油ガスの取入部からノズルホルダーの入口までの液化石油ガスの通る部分（パッキン類、シール材、器具ガバナーのダイヤフラムその他の気密保持部材を除く。）及び器具栓にあつては温度350度において溶融しないこと。

（2）器具栓を閉じた後、4秒以内にすべての炎口の火が消えること。

（3）次に掲げる基準に適合する構造であること。

イ 燃焼器と容器とは、容器を容器バルブの軸方向に移動しなければ接合できないこと。

ロ 容器と燃焼器との接合に直接スプリングを使用するものでな

いこと。

ハ 容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーまでの間の液化石油ガスの通る部分（以下「高圧部」という。）の中の圧力が0.4メガパスカル以上0.6メガパスカル以下の圧力になったときに液化石油ガスの供給が停止されること及び液化石油ガスの供給が停止された後に高圧部の中の圧力が変化したときに自動的に液化石油ガスの供給がなされないこと。

ニ 容器が組み込まれる部分に液化石油ガスが滞溜しないこと。

(4) 器具ガバナーを有すること。

(5) 容器と器具ガバナーとの間の液化石油ガスの通る部分及び器具ガバナーの高圧側は、1.3メガパスカル以上の圧力において、液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。

(6) 通常の使用状態において、予備の容器が入らない構造であること。

(7) 器具栓を閉じた後、容器を取り外した場合において燃焼器から液化石油ガスが放出される構造の組込型ストーブにあっては、その放出される液化石油ガスがたまる部分の内容積（器具栓から炎口までの部分を除く。）が1立方センチメートル以下であること。

(8) 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

イ 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所		温度 (単位 度)
乾電池の表面		20
つまみ類	金属の部分	25

いこと。

ハ 容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーまでの間の液化石油ガスの通る部分（以下「高圧部」という。）の中の圧力が0.4メガパスカル以上0.6メガパスカル以下の圧力になったときに液化石油ガスの供給が停止されること及び液化石油ガスの供給が停止された後に高圧部の中の圧力が変化したときに自動的に液化石油ガスの供給がなされないこと。

ニ 容器が組み込まれる部分に液化石油ガスが滞溜しないこと。

(4) 器具ガバナーを有すること。

(5) 容器と器具ガバナーとの間の液化石油ガスの通る部分及び器具ガバナーの高圧側は、1.3メガパスカル以上の圧力において、液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。

(6) 通常の使用状態において、予備の容器が入らない構造であること。

(7) 器具栓を閉じた後、容器を取り外した場合において燃焼器から液化石油ガスが放出される構造の組込型ストーブにあっては、その放出される液化石油ガスがたまる部分の内容積（器具栓から炎口までの部分を除く。）が1立方センチメートル以下であること。

(8) 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

イ 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所		温度 (単位 度)
乾電池の表面		20
つまみ類	金属の部分	25

	その他の部分	3 5
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面		1 0 5
機器の下面、背面及び側面に面した木壁の表面		6 5

ロ 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合は、これらの温度を超えることを妨げない。

(イ) 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4 機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 1 器具栓に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、(10)に定める基準に適合すること。

(ロ) 点火ユニットについては、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4 機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 2 点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(ハ) 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4 機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 3 器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の8パーセント以下であること。

	その他の部分	3 5
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面		1 0 5
機器の下面、背面及び側面に面した木壁の表面		6 5

ロ 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合は、これらの温度を超えることを妨げない。

(イ) 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4 機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 1 器具栓に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、(10)に定める基準に適合すること。

(ロ) 点火ユニットについては、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4 機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 2 点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、カートリッジガスこんろの項の技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(ハ) 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4 機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 3 器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の8パーセント以下であること。

- (9) 容器内の圧力は0.4メガパスカルを超えないこと。
- (10) 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる圧力において気密性を有すること。容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーの高圧側の部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側から炎口までの部分については常用の圧力
- (11) 容器と燃焼器又は硬質管以外の管との接合部の気密性能は、0.9メガパスカルの圧力で行う気密試験に耐えるものであること。ただし、燃焼器に接合されている容器が燃焼器から外れる構造の安全装置を有するものにあつては、安全装置が作動するまでの圧力とする。
- (12) 通常の使用状態において、容器から取り出す液化石油ガスは、気体の状態であること。
- (13) 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用した後、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 器具栓については、(10)に定める基準に適合すること。
- ロ 点火装置については、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。
- ハ 圧力安全装置については、液化石油ガス漏れがないこと及び(3)ハに定める基準に適合すること。
- ニ 器具ガバナーについては、その位置に応じて(10)及び(11)に定める基準に適合すること。
- ホ 容器と燃焼器との接合部については、(11)に定める基準に適合すること。
- ヘ 立ち消え安全装置については弁が(10)に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	6,000

- (9) 容器内の圧力は0.4メガパスカルを超えないこと。
- (10) 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる圧力において気密性を有すること。容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーの高圧側の部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側から炎口までの部分については常用の圧力
- (11) 容器と燃焼器又は硬質管以外の管との接合部の気密性能は、0.9メガパスカルの圧力で行う気密試験に耐えるものであること。ただし、燃焼器に接合されている容器が燃焼器から外れる構造の安全装置を有するものにあつては、安全装置が作動するまでの圧力とする。
- (12) 通常の使用状態において、容器から取り出す液化石油ガスは、気体の状態であること。
- (13) 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用した後、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 器具栓については、(10)に定める基準に適合すること。
- ロ 点火装置については、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。
- ハ 圧力安全装置については、液化石油ガス漏れがないこと及び(3)ハに定める基準に適合すること。
- ニ 器具ガバナーについては、その位置に応じて(10)及び(11)に定める基準に適合すること。
- ホ 容器と燃焼器との接合部については、(11)に定める基準に適合すること。
- ヘ 立ち消え安全装置については弁が(10)に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	6,000

点火装置	6, 000
安全装置	1, 000
器具ガバナー	30, 000
容器と燃焼器との接合部	6, 000
立ち消え安全装置	1, 000

(14) 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

イ 液化石油ガスの通る部分にあっては、(10)及び(11)に定める基準に適合すること。

ロ 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の18に定める基準に適合すること。

(15) 使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動を加えた後、技術的内容の欄の18、36(10)及び36(11)に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。

(16) 燃焼器と容器とは、容器の位置が適正でない場合には接合ができないこと。

(17) バーナーの空気口は、一次空気口のほか一次空気口の近くにごみなどによる目詰まりが生じないようにするための補助空気口を2カ所有すること。

(18) 器具栓が開いた状態で容器を接合しても、ガスが漏れないこと。

(19) 機器本体の見やすい箇所に型式、液化石油ガス消費量(単位 キロワット)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使

点火装置	6, 000
安全装置	1, 000
器具ガバナー	30, 000
容器と燃焼器との接合部	6, 000
立ち消え安全装置	1, 000

(14) 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

イ 液化石油ガスの通る部分にあっては、(10)及び(11)に定める基準に適合すること。

ロ 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の18に定める基準に適合すること。

(15) 使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動を加えた後、技術的内容の欄の18、36(10)及び(11)に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。

(16) 燃焼器と容器とは、容器の位置が適正でない場合には接合ができないこと。

(17) バーナーの空気口は、一次空気口のほか一次空気口の近くにごみなどによる目詰まりが生じないようにするための補助空気口を2カ所有すること。

(18) 器具栓が開いた状態で容器を接合しても、ガスが漏れないこと。

(19) 機器本体の見やすい箇所に型式、液化石油ガス消費量(単位 キロワット)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使

用するものに限る。)、使用すべき容器の名称、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

3.7 屋外式のもののうち適用除外ガス用容器を使用する構造のもの

(以下「屋外式カートリッジガスストーブ」という。)にあっては、技術的内容の欄の1、5、9、10、11、12、13、14、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26(1)、26(3)、26(4)、27、27の2、28、32、33、34、35、35の2及び36を除く各項に適合するほか、次の(1)から(23)までに適合すること。

(1) ノズルホルダーからバーナーまでの液化石油ガスの通る部分にあっては、温度500度、液化石油ガスの取入部からノズルホルダーの入口までの液化石油ガスの通る部分(パッキン類、シール材、器具ガバナのダイヤフラムその他の気密保持部材及び液化石油ガスを充填した容器と燃焼器とを硬質管以外の管によって接合する構造の屋外式カートリッジガスストーブ(以下「分離型屋外式カートリッジガスストーブ」という。)に使用される当該硬質管以外の管を除く。技術的内容の欄の2において同じ。)及び器具栓にあっては温度350度において溶融しないこと。

(2) 乾電池又は圧電素子を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返したとき8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

(3) 器具栓を閉じた後、4秒以内にすべての炎口の火が消えること。

(4) 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造の屋外式カートリッジガスストーブ(以下「組込型屋外式カートリッジガスストーブ」という。)にあっては、次に掲げる基準に適合す

用するものに限る。)、使用すべき容器の名称、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

る構造であること。

イ 燃焼器と容器とは、容器を容器バルブの軸方向に移動しなければ接合できないこと。

ロ 器具栓が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接合することができないこと。又は、器具栓が開いた状態で容器を接合しても、ガスが漏れないこと。

ハ 容器と燃焼器との接合に直接スプリングを使用するものでないこと。

ニ 高压部の中の圧力が 0.4メガパスカル以上0.6メガパスカル以下の圧力になったときに液化石油ガスの供給が停止されること及び液化石油ガスの供給が停止された後に高压部の中の圧力が変化したときに自動的に液化石油ガスの供給がなされないこと。ただし、容器の温度が上がることのない構造のものにあつては、この限りでない。

ホ 容器が組み込まれる部分に液化石油ガスが滞溜しないこと。

(5) 分離型屋外式カートリッジガスストーブの容器と硬質管以外の管との接合部及び硬質管以外の管と燃焼器との接合部は、30ニュートンの引張試験に耐えるものであること。

(6) 硬質管以外の管（管の両端に附属する継手金具を含む。）であつて容器と接合するものにあつては、耐圧試験及び引張試験に耐え、かつ、液化石油ガスに侵されないものであること。

(7) いずれの方向に傾けても次に掲げる角度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

イ 組込型屋外式カートリッジガスストーブは20度

ロ 分離型屋外式カートリッジガスストーブ及び容器が燃焼器に直接取り付けられる構造のもの（組込型屋外式カートリッジガスストーブを除く。以下「直結型屋外式カートリッジガスストーブ」という。）は10度

(8) 器具ガバナー又は減圧機構を有すること。

(9) 容器と器具ガバナー又は減圧機構との間の液化石油ガスの通

る部分及び器具ガバナー又は減圧機構の高圧側は、1.3メガパスカル以上の圧力において、液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。

(10) 通常の使用状態において、予備の容器が入らない構造であること。

(11) 器具栓を閉じた後、容器を取り外した場合において燃焼器から液化石油ガスが放出される構造の屋外式カートリッジガスストーブにあっては、その放出される液化石油ガスがたまる部分の内容積（器具栓から炎口までの部分を除く。）が1立方センチメートル以下であること。

(12) 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

イ 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所		温度（単位 度）
乾電池の表面		20
つまみ類	金属の部分	25
	その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面		10.5
機器の下面、背面及び側面に面した木壁の表面		6.5

ロ 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点

火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合は、これらの温度を超えることを妨げない。

(イ) 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本工業規格S2147(2009)カセットこんろの6.14機能部品の耐熱試験の6.14.1器具栓に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ(15)に定める基準に適合すること。

(ロ) 点火ユニットについては、日本工業規格S2147(2009)カセットこんろの6.14機能部品の耐熱試験の6.14.2点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、(2)に定める基準に適合すること。

(ハ) 器具ガバナーについては、日本工業規格S2147(2009)カセットこんろの6.14機能部品の耐熱試験の6.14.3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の8パーセント以下であること。

(13) 容器内の圧力は0.4メガパスカルを超えないこと。

(14) 通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速2.5メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(15) 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる圧力において気密性を有すること。

イ 組込型屋外式カートリッジガスストーブ及び直結型屋外式カートリッジガスストーブの場合
容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーの高圧側又は器具栓までの部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側又は器具栓から炎口までの部分については常用の圧力

ロ 分離型屋外式カートリッジガスストーブの場合

容器と硬質管以外の管との接合部から器具ガバナーの高圧側又は器具栓までの部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側又は器具栓から炎口までの部分については常用の圧力

(16) 容器と燃焼器又は硬質管以外の管との接合部の気密性能は、0.9メガパスカルの圧力で行う気密試験に耐えるものであること。ただし、燃焼器に接合されている容器が燃焼器から外れる構造の安全装置を有するものにあつては、安全装置が作動するまでの圧力とする。

(17) 通常の使用状態において、容器から取り出す液化石油ガスは気体の状態であること。ただし、燃焼器本体が液化石油ガスを気化する機能を有するものにあつてはこの限りでない。

(18) 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用した後、次に掲げる基準に適合すること。

イ 器具栓については、(15)に定める基準に適合すること。

ロ 点火装置については、(2)に定める基準に適合すること。

ハ 圧力安全装置については、液化石油ガス漏れがないこと及び(4)ニに定める基準に適合すること。

ニ 器具ガバナーについては、その位置に応じて(15)及び(16)に定める基準に適合すること。

ホ 組込型屋外式カートリッジガスストーブの容器と燃焼器との接合部については、(16)に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	6,000
点火装置	6,000

安全装置	1, 0 0 0
器具ガバナー	3 0, 0 0 0
組込型屋外式カートリッジガスストーブの容器と燃焼器との接合部	6, 0 0 0

(19) 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

イ 液化石油ガスの通る部分にあっては、(15)及び(16)に定める基準に適合すること。

ロ 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の18に定める基準に適合すること。

(20) 使用中又は輸送中に加えられる衝撃及び振動を加えた後、技術的内容の欄の18、37(15)及び37(16)に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。

(21) 組込型屋外式カートリッジガスストーブの燃焼器と容器とは、容器の位置が適正でない場合には接合ができないこと。

(22) 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「屋内やテント内、車内で使用すると死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。

(23) 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「雨の中では使用しない。」及び「風などにより炎のあふれや消火などが発生した場合は直ちに使用を中止する。」旨の注意事項並びに誤使用しないことに関する事項が表示されていること。

(24) 機器本体の見やすい箇所に型式、屋外式である旨、液化石油ガス消費量(単位 キロワット)、使用すべき容器の名称、

届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

ガス漏れ警報器	(略)
低圧ホース	(略)
対震遮断器	(略)

(備考)

省令（別表第3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の5試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

- [カートリッジガスこんろ] (略)
- [半密閉式瞬間湯沸器] (略)
- [半密閉式バーナー付ふろがま] (略)
- [ふろがま] (略)
- [ふろバーナー] (略)
- [半密閉式ストーブ] (略)
- [ガス栓] (略)
- [調整器] (略)
- [一般ガスこんろ] (略)
- [開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器] (略)
- [高圧ホース] (略)
- [密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま] (略)
- [開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ]

ガス漏れ警報器	(略)
低圧ホース	(略)
対震遮断器	(略)

(備考)

省令（別表第3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の5試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

- [カートリッジガスこんろ] (略)
- [半密閉式瞬間湯沸器] (略)
- [半密閉式バーナー付ふろがま] (略)
- [ふろがま] (略)
- [ふろバーナー] (略)
- [半密閉式ストーブ] (略)
- [ガス栓] (略)
- [調整器] (略)
- [一般ガスこんろ] (略)
- [開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器] (略)
- [高圧ホース] (略)
- [密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま] (略)
- [開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ]

2 について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のものケーシング並びに密閉式のもの給排気部にあつては外面を、排ガスの通る部分にあつては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3 について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5 . 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

7 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 の試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8 について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 0 について

「炎の検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式の

2 について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のものケーシング並びに密閉式のもの給排気部にあつては外面を、排ガスの通る部分にあつては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3 について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5 . 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

7 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 の試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8 について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 0 について

「炎の検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式の

ものによっては電流が流れない状態をいう。

1 1 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が8.5デシベルを超えないことをいう。

1 2 について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれ出ないこと及び再点火時に発する騒音が8.5デシベルを超えないことをいう。

1 3 について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 5 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

1 8 について

- (1) リフティングがないこととは、点火1.5秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火1.5秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して3.0分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して3.0分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち3.0秒以下であることをいう。
- (5) すずの発生がないこととは、点火して3.0分経過するまでの間(ただし点火時を除く。)熱交換部にすずが付着しないことをいう。

ものによっては電流が流れない状態をいう。

1 1 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が8.5デシベルを超えないことをいう。

1 2 について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれ出ないこと及び再点火時に発する騒音が8.5デシベルを超えないことをいう。

1 3 について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 5 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

1 8 について

- (1) リフティングがないこととは、点火1.5秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火1.5秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して3.0分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して3.0分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち3.0秒以下であることをいう。
- (5) すずの発生がないこととは、点火して3.0分経過するまでの間(ただし点火時を除く。)熱交換部にすずが付着しないことをいう。

2 2 について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 3 について

図 1 における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から 1 ミリメートル以内の部分とする。

2 7 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

3 0 について

「放射体に直接人の手が触れることのない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径 7 0 ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

3 3 について

「1 5 時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3 分間燃焼し 3 分間休止する操作を 1 回として、これを 1 5 0 回以上繰り返すことなどをいう。

3 4 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3 5 について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

2 2 について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 3 について

図 1 における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から 1 ミリメートル以内の部分とする。

2 7 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

3 0 について

「放射体に直接人の手が触れることのない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径 7 0 ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

3 3 について

「1 5 時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3 分間燃焼し 3 分間休止する操作を 1 回として、これを 1 5 0 回以上繰り返すことなどをいう。

3 4 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3 5 について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

- イ 使用すべきガスに関する事項
- ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
- ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）
- ニ 点検、掃除に関する事項

3.6 (8) について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

3.6 (14) について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

3.6 (15) について

「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 2. 3振動及び落下試験により確認することとする。

3.6 (19) について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場

- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

- イ 使用すべきガスに関する事項
- ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
- ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）
- ニ 点検、掃除に関する事項

3.6 (8) について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

3.6 (14) について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

3.6 (15) について

「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 2. 3振動及び落下試験により確認することとする。

3.6 (19) について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場

合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

- イ 使用すべきガスに関する事項
- ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
- ハ 換気に関する事項
- ニ 点検、掃除に関する事項

3.7 (2) について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

3.7 (4) について

(1) ロの規定は、容器収納庫周囲の見やすい箇所に容易に消えない方法で「容器を装着する前に器具栓が閉じていることを確認する」旨の注意事項が表示されているものにあつては、平成 3 3 年 5 月 3 1 日までは適用しない。

(2) ニの「容器の温度が上がることのない構造」とは、機器の一面が常に開放された状態で機器に装着した容器の全体が見える構造のものをいう。

3.7 (12) について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

3.7 (19) について

「15 時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3 分間燃焼し 3 分間休止する操作を 1 回として、これを 1 5 0 回以上繰り返すことなどをいう。

3.7 (20) について

「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本工業規格 S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの 6 . 2 . 3 振動及び落下試験により確認することとする。

合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

- イ 使用すべきガスに関する事項
- ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
- ハ 換気に関する事項
- ニ 点検、掃除に関する事項

37(24)について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」は、燃焼器の見やすい箇所に表示することを原則とするが、燃焼器の表示箇所が小さくて燃焼器に表示することが極めて困難な場合に限って、容器の見やすい箇所に表示してもよいこととする。

なお、表示事項は、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ロ 点検、掃除に関する事項

[ガス漏れ警報器] (略)

[低圧ホース] (略)

[対震遮断器] (略)

[ガス漏れ警報器] (略)

[低圧ホース] (略)

[対震遮断器] (略)